

■論 文

マイクロファイナンスにおける諸サービスの関係

——フィリピンのCARD MRIが提供する小規模貸付及び小規模貯蓄、小規模保険に着目して——

野田 博也*

Relationship among Microfinance Services: Focus on the Microcredits, Microsavings, and Microinsurances Provided by CARD MRI in the Philippines

Hiroya NODA

キーワード：マイクロファイナンス、小規模貸付、小規模貯蓄、小規模保険
microfinance, microcredits, microsavings, microinsurances

I. はじめに

マイクロファイナンスに関わる代表的な国際組織「貧困者支援協議グループ Consultative Group to Assist the Poor」は、「マイクロファイナンスの主要原則」として次の原則を第一に掲げている。

貧困状態にある人々は様々な金融サービスを必要としており、単なるローンに限られない。貸付に加え、彼らは貯蓄、保険、送金サービスを求めている。(Helms 2006: xi)。

2006年にノーベル平和賞を受賞したグラミン銀行の実践に象徴されるように、「マイクロファイナンス」の用語やその実践は世界中に知られ、これに併せて国際機関や専門家による調査研究も数多く行われてきた(ex. Yunus with Jolis =1998; 岡本・栗野・吉田 1999; Hulme & Arun 2009)。

小規模貸付(マイクロクレジット; 以下、貸付と略す)の利用者は2000年の時点では3100万人程であったが、2011年には2億人近くに達したといわれる(Kielstra 2013: 22)¹⁾。また、マイクロファイナンスの実践は、

開発途上国のみならず、金融や社会保障が比較的整備・普及した経済先進国の貧困対策への適用も試みられている。日本では多重債務対策や生活福祉資金貸付制度のような公的貸付事業等の議論においてマイクロファイナンスの用語が散見される場所である(ex. 小関 2011: 151-69; 日本総合研究所 2013)。

本稿は、金融を活用した貧困対策の在り方に関する研究の一環として、金融と貧困に関する実践や研究が豊富なマイクロファイナンス論に注目するものである。マイクロファイナンスと言えば貧困女性への貸付のみが想起されるきらいもあるが、冒頭で挙げた小規模貯蓄(以下、貯蓄と略す)や小規模保険(以下、保険と略す)等の複数の手法を活用した金融サービスの提供が近年では重視されている。これらの金融サービスはそれぞれ異なる機能を有している。例えば、貸付は一定程度以上の現金を生業等のために使用することで貧困状態にある者の生活水準を底上げする機能があり²⁾、貯蓄は一定程度以上の現金を貯めておくことで所得が大幅に減少する何らかの事故(ex. 災害; 失業)の影響を緩和し、生活水準の更なる低下を防ぐ機能がある(三井・鳥海 2009: 11-14)。また、保険は、貯蓄のみでは十分に対応できず、

* 愛知県立大学教育福祉学部

かつ人々に共通する特定の事故に限って影響を緩和し、生活水準の悪化を防ぐ機能があるといえる。このように異なる金融サービスの「バランスのとれた事業展開が、貧困削減のためには重要」(三井・鳥海 2009: 14) だといわれている。それでは、異なる金融サービスのどのような関係が「バランスのとれた」ものといえるのだろうか。

そこで、本稿では、マイクロファイナンスの複数の金融サービス、特に貸付と貯蓄、保険に注目し、各サービスの関係の在り方について論考することを目的とする。このために、複数の金融サービスを実際に供給しているマイクロファイナンス機関の実践過程を事例として取り上げる。この機関として、本稿では国際的な評価を得ているフィリピンの代表的な機関を扱う。

以下では、まず研究方法として対象とする実践機関の特徴や取り扱う資料等について言及し(II)、次いで選定したマイクロファイナンス機関の実践過程の要点を説明する(III)。これを踏まえ、複数の金融サービスの関係の在り方について考察を進める(IV)。最後に、本稿で得られた知見をまとめ、今後の課題に言及する(V)。

II. 研究の方法

マイクロファイナンス事業の安定性や持続性を確立させるために、当該事業はひとつの産業として推進される傾向にある。産業にとっての健全な環境整備を重視する観点から各国のマイクロファイナンス産業を評定した『エコノミスト誌』の2013年報告書を見ると、フィリピンに対する国際的評価は高く、55か国のなかで総合評価は第4位、法規制や公的な監督能力等を指標とする規制部門は第1位となっている(EIU 2013: 18-9)。この特徴としては、中央銀行による政策展開の継続や、実施機関による電子財布や口座へのモバイルアクセス、小規模保険等の先進的な取り組みが挙げられている(EIU 2013: 37)。

「農業・農村開発センターCenter for Agricultural and Rural Development」-通称CARD(以下CARDと略す)-は、このように評されるフィリピンの代表的なマイクロファイナンス機関である。CARDは、1980年代半ばに創設され、首都マニラから南部に位置するサンパブロ

(ラグナ州)で実践を始めた。現在では、組織全体を統括する機関「CARD相互補強機構(CARD Mutual Reinforcing Institution, CARD MRI)」のもとに、10組織以上が独立して活動している。その独立機関のなかに非政府組織(non-governmental organization(以下NGO)としての「CARD法人CARD, Inc.」や銀行資格のある「CARD銀行CARD Bank」、保険を扱う「CARD共済組合Mutual Benefit Association, Inc.」(CARD MBA)等がある。2012年の年次報告書のデータをみると、利用者数はNGOで98万人、銀行で80万人、共済組合で792万人(被保険者)と多い。また、事務所の配置状況についてはNGOが835カ所(国内のみ)、銀行が389カ所、共済組合が42カ所であり、サンパブロの本部を拠点にその支部を全国に広げている(CARD MRI 2013: 9-13)。

CARDは、グラミン銀行の手法を採用した機関として知られるが、貯蓄動員を重視して外部資金に依存しない事業経営を続け、貸付や貯蓄だけでなく小規模保険等の種々の金融サービスを多くの貧困女性へ提供してきた。この実績が評価され、2008年には「アジアのノーベル賞」とも呼ばれるラモン・マグサイサイ賞(公共サービス部門)を受賞している(Ramon Magsaysay Award Foundation 2014)。その活動は日本でも注目され、日本人研究者による調査研究も行われてきた(ex. 近藤 2005; 雨森 2011)³⁾。

本稿では、このように特徴ある実践を行い、かつ一定の評価も得ていることに注目し、CARDの実践、特に比較的規模も大きく、かつ異なる特徴のあるNGO(CARD, Inc.)と銀行(CARD Bank)、共済組合(CARD MBA)の3機関を中心に取り上げた。

また、この実践過程は時系列で把握した。この際、マイクロファイナンス一般の動向を俯瞰した議論を参考にして(吉田 2007; 三井・鳥海 2009; 伊東 2012)、組織形態(ex. NGO; 銀行)やサービスの内容(金融; 金融以外の総合的支援)の変化から便宜的に時期を区分した。具体的には、セミフォーマルのNGOとして実践を開始した時期(第1期)、銀行資格を取得して金融アクセスの普及を図る時期(第2期)、国内外での金融サービス供給に加えて金融以外のサービスも含めた総合的な展開に向かう時期(第3期)、である。このように区分したうえで、本稿ではサービス供給体制の基本を構築

し、ラモン・マグサイサイ賞の受賞にもつながった第1期及び第2期の展開に限定した。

実践過程の記述は二次資料に依った。具体的には専門家や国際機関による調査研究、CARD及び関係者による報告書、公式ホームページにて公開されている機関の情報等である⁴⁾。資料の一部は、2014年3月にサンパブロ本部を視察した際に入手した。

なお、マイクロファイナンス機関が提供する金融サービスの展開やその本質を検討するためには、当該社会の社会経済状況や関連する公共政策の動向を踏まえることは重要である。しかし、紙幅の都合上、これらの政策動向については必要最小限に留めた。

III. CARDの実践過程

1. 第1期：NGOとしての取り組み

1) 事業の発足

多くの開発途上国では、1960年代に農業の近代化促進を狙って導入された低金利の公的信用貸付が失敗に終わり、その教訓を活かすかたちで1970年代後半から民間主導によるマイクロファイナンスの取り組みが始まったといわれる（岡本・栗野・吉田 1999：21-9；三重野 2004：140-1；三井・鳥海 2009：23-4）。フィリピンでも、同時期に政府の農業開発政策の一環として信用貸付が実施されたものの、返済の不徹底（貸し倒れ）や不適切な支給（非貧困層の利用）、公的資金に依存した銀行経営の問題（貯蓄動員への低い意欲）等によって、他国と同様に失敗したと評される（近藤 2005：63；太田・野崎・岡他 2011：111）。しかし、公的貸付を長らく実施していたマルコス政権が倒れると、続くアキノ政権は大幅な規制緩和策を講じ、民間が主導するマイクロファイナンス産業の促進策を打ち出していった（Meagher et al. 2006：58-60）。

CARDは、アキノ政権が発足した年に当たる1986年の12月に創設され、農村の貧困問題、とりわけ土地を所有しない農村女性を中心に支援する活動を始めた。CARDは、アリプ（Dr. Jaime Aristotle B. Alip）を中心とする農村開発実践者の手によってNGOとして創設された⁵⁾。

ラグナ州サンパブロにおける当初の実践は、15人未満で組織化された土地のない貧困者グループに短期の小額貸付（1,000ペソから5,000ペソ）を提供するものであった⁶⁾。その返済スケジュールは厳格でなくグループによって決めることができ、貯蓄も（義務でなく）推奨される程度であった。しかし、返済の方針を緩く設定したことで会員は返済よりも家族が抱える必要・需要（への支出）を優先したため、その返済率は7割未満に留まった（Lopez 2005：3）。なお、この時期から外部補助金を得て訓練を重視する支援にも着手していた（CARD MRI 2010：1）⁷⁾。

2) グラミン方式の応用

このような状況はグラミン銀行の実践を模倣することで大きく変わっていった。CARDは、1988年代後半から代表のアリプを中心にグラミン銀行の貸付手法を学び始め、アリプ自身はバングラデシュに渡った⁸⁾。アリプの帰国後、CARDはフィリピンに合うように工夫したグラミン方式の修正版を1989年に試行し、その翌年には「土地を所有しない人々の開発基金 the Landless People's Development Fund」（LPDF）事業を始めた（CARD MRI 2010：1；Lopez 2005：3-4；BWTP 2014）。

この事業では、世帯の資金管理をするうえで重要な役割を担っている女性を中心に据えた。また、初期の貸付では、定期事業ローン（初回1,000ペソ・最大10,000ペソ）、多目的ローン（最大5,000ペソ）、住宅ローン（最大20,000ペソ）、の3種類のローンが提供された。この貸付と貯蓄は関係づけられ、定期的な貯蓄をしている場合に貸付を認めるようにした。利用者である会員には、「週例会 Weekly Center Meeting」への出席を要件とし、加えて、その例会で「義務貯蓄 compulsory savings」として5ペソを預けることを求めた。このように貯蓄を要件とすることで、会員が貯蓄習慣を獲得するだけでなく、機関の貸付原資を安定的に確保すること等を狙った。支部を構成するセンターごとにプールされた貯蓄は「センター基金 Center Fund」と呼ばれ、会員が退会する場合もしくは借入の残額を相殺する場合にのみ引き落とすことが認められていた（Lopez 2005：5）。また、この強制貯蓄に加え、自発的貯蓄も推奨され、さらに、緊急事態や必需品のみに充てることのできるグループ単位で

の貯蓄を任意で行うセンターもあった (Lopez 2005 : 8)。

金融サービスだけでなく、会員に対する教育訓練は、貸付 (返済) や貯蓄を支えてきた取り組みとして看過できない。会員には利用当初に72時間 (後に短縮されて24時間) の「継続的グループ訓練 Continuous Group Training (CGT)」に参加することを求めた。この訓練を通して、クレジット事業に関する理解を深め、返済義務等の融資に関わる規律 (credit discipline) を醸成することが目指された (Lopez 2005 : 4)⁹⁾。このような規律は週例会でも重視されている¹⁰⁾。ちなみに、事業の諸原則や手続き、会員の権利義務等に関する「グループ承認試験 Group Recognition Test」を行い、この試験に合格することで事業への参加を認めていた (Lopez 2005 : 7)。

3) 小規模保険の試み

グラミン方式を模倣することで事業を発展させていったフィリピンのマイクロファイナンス機関は CARD に限らないが、比較的早い時期から小規模保険を試行してきたことは CARD の特徴のひとつである (McCord & Buczkowski 2004 ; 雨森 2008 ; 2010 ; Alip, Navarro & Catibog 2009)。

CARD は1990年代前半にニード調査を行い、会員の死亡後に多額のローン返済が家族に向けられることを避けることができ、かつ葬祭費をカバーできるような生命保険や、老後の所得減少を緩和できる長期的貯蓄事業の需要の高いことがわかった。こうした需要に対応できる保険として、1994年4月に「会員互助基金 Members' Mutual Fund (MMF)」が設けられた。当初は、借入者の死亡に対するローン残額の補填と葬祭費の支給を保険内容としていたが、1995年には葬祭費の支給範囲が借入者の法定配偶者や子どもにまで拡大された。さらに1996年12月には、会員互助基金から、65歳以上に達した会員や恒久的に障害を抱えるようになった会員に対して生涯にわたる年金給付を支給できるようにした。この小規模保険は先駆的な試みであったものの、この時期の事業設計は保険数理に基づいたリスクの計算や給付水準の設定をしておらず、事業の持続性という点では不安の残るものであった (McCord & Buczkowski 2004 : 10-11 ; 14 ; Alip, Navarro & Catibog 2009 : 29 ; 雨森 2008 : 146)。

4) 小括：第1期の展開におけるサービスの関係

以上、第1期を概観した。この時期は最初の事業の挫折に始まるが、グラミン方式の採用によって貸付事業の安定・拡大に成功し、小規模保険も先駆的に着手していた。ここで、本稿の目的に関わるサービス関係について限定して取り上げておくと、第一に貸付と貯蓄の関係の変化を挙げることができる。グラミン方式を採用する前は、貸付を利用する際の要件は比較的緩く、貯蓄に関しても推奨する程度であった。これに対し、グラミン方式を採用した後は貸付と貯蓄の関係が変化し、貯蓄は単なる奨励ではなく、貸付の要件となった。その方法は、貸付利用時に一定程度の貯蓄を保有することを求めるものではなく、毎週出席する例会において定期的に一定額の貯蓄をするものであった。そして、この貯蓄は利用者の利益という側面だけでなく、機関の安定的な運営に資する貸付原資を確保する側面からも実施されていたことを改めて付記しておきたい。

第二に、金融サービスそれ自体ではないが、安定的な家計を継続するための能力や態度、価値を醸成することを狙った教育訓練等の出席もまた、貸付利用にあたっての要件となっていることである。こうした教育訓練の組み込みも、利用者の利益だけでなく、貸し倒れを防ぐという点でも有効であると考えられ、その意味では機関運営にとっても有益だと言える。

2. 第2期：公式機関への移行

1) マイクロファイナンス政策と公式機関の承認

前述 (II) したようにフィリピンのマイクロファイナンス産業に関わる法規制等への国際的評価は高いが、これに関連する政策の土台は1990年代前半から2000年代前半の10年間で固められた。直接的には、NGOを含む実施機関を交えた全国信用協議会 (National Credit Council, 1993年) の設置や全国マイクロファイナンス戦略 (National Microfinance Strategy, 1997年) の策定、実施機関の連携を図るフィリピン・マイクロファイナンス協議会 (Microfinance Council of the Philippines) の設置、間接的にはフィリピン中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas, BSP) の設置 (1993年) や関連政策の形成・実施をはじめ関連する法制度が数多く施行されたことが

挙げられる。これら一連の政策の狙いは、民間の実施機関の活用、それを促進する政府の間接的役割（直接融資の禁止）、マイクロファイナンスの法的承認や実施機関への一定の規制（銀行資格の承認や監督等）、に集約できる（Meagher et. al. 2006 : 58-63 ; Arciaga 2007 : 78-9）。

このような潮流のなかで、CARDはフィリピンで初となるマイクロファイナンスを扱う農村銀行（rural bank）を1997年に設立した。公的な規制が緩い（unregulated）機関としてのNGOでなく、公的に規制を受けた公式の金融機関（regulated financial institution）としての銀行へ移行することで、会員以外の人々からの預貯金の受入れが法的に可能となり、貸付原資を増加させることで外部の補助金に依存せず自立した経営を持続できることが見込まれた。

このようにCARDが銀行資格の取得を（フィリピンの）他のNGOに先駆けて行った理由としては、CARDは創設時から貧困女性自身が経営する持続可能な事業の構築を目指しており、そのために銀行組織を適切な事業体として考えていたことが挙げられる（Ramon Magsaysay Award Foundation 2014）。これに加え、NGOとして外部資金に頼って事業を安定的に継続することが困難であることを実際に経験したこと、金融市場で自立的に事業経営をすることに對して国際的な期待が寄せられていたこと、これを後押しするようにフィリピン国内の規制緩和策によって自力での事業経営が可能となる環境が整いつつあったこと、さらにはNGOによる貯蓄動員が公式に禁止されうることへの懸念が他方であったこと等も指摘されている（Arciaga 2007 : 79-80 ; CARD MRI 2010 : 2-3）¹¹⁾。

ただし、農村銀行となるためにはフィリピン中央銀行が定めた要件を満たす必要がある。これには、最低でも500万ペソの保有資産等を満たすことに加え、中央銀行による実地調査や立地地域の自治体の公務員への聞き取りを通じた審査も含まれていた（Lopez 2005 : 11）。

2) 銀行とNGO

1996年までにCARDの支部は13カ所に増え、その利用者数も7,000人になっていたが（Ramon Magsaysay Award Foundation 2014）、1997年に農村銀行へ移行させた支部

は4カ所にとどまった（Lopez 2005, *ibid.*）。この他の支部はNGOとして事業を継続していったが、これらのNGO（の支部）もやがては銀行資格を満たし銀行へ移行することが目指された。

事業の新規開拓から銀行の支部設立までの流れは、まずNGO（CARD, Inc.）として特定地域で貸付サービスに着手し、そのサービスが軌道に乗り、当該地域でサービス提供をする支部が利益を上げられる程になってきた段階でCARD銀行に売却する。売却されたNGOは、CARD銀行の支部として再出発する、という仕組みである（Mccord & Buczkowski 2004 : 9）。NGOが銀行への移行を検討する際には、1,500人以上の会員がおり今後さらに増加が見込めること、貯蓄動員が可能で金融サービスの需要が高いこと、建物のための空間を確保できること、治安の良いこと等に注意が払われた（Lopez 2005 : 11）¹²⁾。

3) 貸付・貯蓄サービスの見直し

また、銀行資格を得ることで、組織として正式に提供できる金融サービスにも幅が広がり、従来のサービスに修正が加えられた。

貸付に関しては、それまで事業や住宅、資産獲得等にわたる5種類の商品が提供されていたが、これをひとつの商品（Sikap）にまとめた。“Sikap”とは、タガログ語で「努力」や「勤勉」を意味する。また、薬剤費や治療費等に応じた緊急時ローンを新たに設け、さらに授業料や個人事業の拡張等にも対応する周期的ローン（seasonal loan）等も提供していった（Lopez 2005 : 13 : 31 ; CARD MRI 2010 : 5-6）。

預金については、貯蓄動員を促進するために特に任意預金の商品を増やし、定期預金口座として機能する商品（Kayang Kaya Savings）や特定事業に向けた中期的預金（Tagumpay Savings）、定期預金と同様の商品（Tiwala Savings）の3種を設けた。また、義務貯蓄については毎週預金する額の増加（10ペソから20ペソへ、1999年）やそれをプールした基金（センター基金）の引き出し条件を緩和する試行事業が実施された（Lopez 2005 : 12-3）。

2000年代前半になると貸付方式の修正も行われた。1990年代に採用したグラミン銀行のグループ貸付方式

はグループ内の会員の誰かが債務不履行となれば当該グループ全体で債務を肩代わりする特徴があった。このためグループ内では会員間の「仲間内の圧力 peer pressure」が働き返済率も高くなると考えられてきた。しかし、他者の肩代わりをすることに対しては家族の反対が強いとの意見が会員から寄せられていた。

他方で、グラミン銀行のグループ貸付方式を採らない先駆的な実践もあった。社会進歩協会 (Association for Social Advancement, ASA) の方式 (以下, ASA 方式) は利用の際にグループの形成を求めるが債務はグループ全体ではなく個人が負うことに特徴がある (Lopez 2005 : 22)。この ASA 方式を学ぶワークショップへ CARD が参加 (2001年)したことを契機として, CARD はグラミン方式に代えて2002年から ASA 方式の採用を決めた (Lopez 2005 : 21-2, BWTP 2014, Ramon Magsaysay Award Foundation 2014)¹³⁾。

このように NGO と銀行の分立体制を取りつつ, 貸付と貯蓄のサービス内容や手法を見直すことで, 会員数の増加を後押しした¹⁴⁾。

4) 保険の再設計

90年代前半に着手した保険サービスについても, 大きな前進が見られた¹⁵⁾。まず, 先駆的に実施した小規模保険であったが, 数年後の1998年には事業が持続可能でないことが明らかになる。当初の保険は, 会員の需要に応じて始めたが, 保険数理をもとに保険料や保険給付の水準を設定していなかった。このため, 保険料の水準が保険給付の水準に照らして極めて低いことも明らかになり, 将来的には破産のおそれもあることが分かった (Mccord & Buczkowski 2004 : 10-11 : 14 ; Alip, Navarro & Catibog 2009 : 29-31)。

その後1999年9月には, NGO の役員会において共済組合を設立し, その組合へ会員互助基金 (MMF) の運営を委譲させることが決まった。全支部の会員に当初の保険が抱える問題を説明したうえで, 保険金の支払いに関する CARD の責務を放棄する供述書も取った。そして, 1999年には「証券取引委員会 Securities and Exchange Commission」から法的組織として承認され, 2000年に共済組合 (Mutual Benefit Association, MBA) として登録を済ませ, 2001年5月下旬に「保険委員会

Insurance Commission」から共済組合としての正式な資格を得ることができた。共済組合は会員に限って保険を提供することが認められる¹⁶⁾。他方で, 商業的な保険会社は会員以外への提供も認められる。このため, CARD 内部では銀行の貯蓄動員と同様に規模を拡大し経営を安定させられる保険会社へ移行することも検討されたが, 保険会社には多額の税負担が掛かることを理由に見送られた (Mccord & Buczkowski 2004 : 12-4 ; Alip, Navarro & Catibog 2009 : 29)。

保険商品は, 専門家によって再設計され, 3つの商品 (生命保険, 債務免除基金, 共済基金) が提供されることになった。特に旧来は生命保険のなかに債務免除基金が含まれていたが, 債務免除基金は利用者の債務残高によって支払額が変わるなど生命保険のリスク算定方式とは異なる。このため両者を分離し, 別々に算定された保険料を適用することになった。債務免除基金は, 「融資一括保険 All Loan Insurance Package (ALIP)」と呼ばれ, 債務者が死亡した場合には債務残額が CARD に支払われると同時に, 死亡した債務者によるそれまでの返済と同等の額を死亡一時金として遺族に支払うものであった。また, 共済基金については, 老齢年金保険として継続的に支払われる予定であった旧来のものを取り止めた。この代わりに保険契約でなく長期貯蓄型の商品を設け, 長期間「保険料」を支払い続け, 支払った分と利子を併せた額を65歳に支給するものとした。 (Mccord & Buczkowski 2004 : 25-7 ; Alip, Navarro & Catibog 2009 : 30-1)。

さらに, これらの基本的な保険は, 貸付や貯蓄の金融サービスを積極的に補足するように関連づけられた。CARD の NGO と銀行の会員は自動的に共済組合の会員となり, 20ペソの保険料の支払いが毎週の義務貯蓄 (40ペソ) とともに求められることになった。なお, 事故発生後に給付が速やかに行われることも (他の保険と比べた際の) 長所とされている (Alip, Navarro & Catibog 2009 : 30)。

このように保険サービスの専門化を進めて商品を再開発し, 会員の要望にも応じながらサービス供給体制を進めていった¹⁷⁾。

5) 小括：第2期の展開におけるサービスの関係

以上、第2期を概観した。この時期は、事業をより一層安定させるために、銀行資格を取得し、それに沿って幅広い必要・需要に対応し得るサービスの開発・修正を行っていった。このなかでグラミン方式は見直されたものの、貸付に対して貯蓄が要件となる関係に変化はなかった。

サービスの関係という点で特筆すべきは、貸付と保険の関係である。保険数理に基づいて抜本的に見直された保険だが、CARDのNGOと銀行の会員は自動的に共済保険の会員ともなり保険料を毎週支払うことが要件となった。「融資一括保険」の特徴にみられるように、刷新された保険は、利用者の家族への利益という側面だけでなく、機関にとっても債務者が死亡しても債務残額を回収できる利益があることを改めて指摘しておきたい。

IV. 考察：金融サービスを関係づけるマイクロファイナンスの手法

これまでのCARDの実践から、金融サービスのあり方について大きく2つのことを指摘することができる。

第一は、金融サービスを扱う事業体の選択についてである。規制の緩いNGOとして金融サービスを限定的に実施するのか、規制がより強い銀行や共済組合として幅広いサービスを提供するのか、という選択がCARDの実践過程で確認された。特に、貯蓄動員の法的資格を得ることができ、かつ会員以外からも広く貯蓄を回収できる銀行資格の取得は、補助金のみに依存せず貸付事業の原資を安定的に確保するうえで重要な選択であった。無論、特殊な組織として公式に承認されるためには、公的に設定された要件を満たす必要があるだけでなく、その後の経営を続けるためのハード環境や人材を確保する必要がある（CARD MRI 2010：4-5）。この点は小規模保険の展開においても同様であった。このように、事業の継続性や拡張を志向する場合には、その専門に沿った知識・人材・制度が必要となる。また、より専門的な機関の設立を選択することによって、次に言及する金融サービスの対象範囲やサービス内容を設計できる幅も広がることになる。

第二は、金融サービスの手法についてである。本稿で

は、特に貸付と貯蓄、保険に注目した。まず、貸付については、グラミン方式やASA方式といった他国の先駆的な実施機関の手法から学んでいた。貸付を利用するための条件としてはグループ形成や貸付に関する初期訓練・試験の実施、一定程度の義務貯蓄があった。また貸付を受け続ける条件としては、週例会によるグループ関係の継続や返済、義務貯蓄の継続も図られていた。この他にも、返済義務の対象範囲（グループ；個人）や返済歴に応じた貸付額の増加等の手法も用いられた。貸付の用途については、多くの小規模貸付が主眼とする生業関連のものを重視しながらも、教育や医療など社会生活に関わる他の商品も増やしていた。他方、衣食にかかる基礎的な経常費のための貸付は実施していなかったことも特徴として指摘できる。

貯蓄は、この貸付と表裏一体のサービスとして提供されてきた。特に義務貯蓄は、貸付の利用開始の要件でもあり、かつ継続するための要件でもあった。そして、貯蓄は貸付の原資として事業の自立的な運営に欠かすことのできないものでもあった（三重野 2004：150）。会員以外にも利用が認められる銀行では貯蓄商品が多様化していたが、これは会員以外の人々にも魅力あるサービスを提供するためだったと考えることができる。

このように貸付と貯蓄はマイクロファイナンス機関の運営上切り離せない側面があることに對し、小規模保険は貸付-貯蓄事業に付随し、補足する特徴があることを指摘できる。しかし、補足とはいえ、貸付の利用を希望する会員は自動的に保険へ加入し保険料を納めなければならない。このようにして、保険は（貸付における）債務者死亡後の債権の回収にも役立っている。言葉を換えると、小規模保険には、貸付を利用する会員の生活に対する保障（特に特定の事故発生に伴う所得減少リスクの緩和）の側面と、貸し倒れを防ぐための機関運営上の側面（都合）がある。この点は、貸付の焦げ付きリスクを防ぐ貯蓄と同じ役割を小規模保険にも担わせていることがわかる。

このように、CARDでは貸付を軸に会員の必要と組織の需要の両者に基づいて主要な金融サービスを相互条件的に関係づけている。この部分が、CARDによるマイクロファイナンス事業の中核部分に該当するものと考えられることができる。

V. おわりに

本稿の目的は、特定のマイクロファイナンス機関の実践をもとに、複数の種類の金融サービス、特に貸付と貯蓄、保険の「バランスのとれた」関係について考察することであった。このために国際的な評価も高いフィリピンのCARD MRIの実践を検討した。この結果を踏まえると、次の知見を導くことができる。

まず、マイクロファイナンスの諸サービスの関係を検討する際には、なんのための関係なのか、換言すれば、どのような観点からみた「バランス」が問われているのかを鑑みることが肝要である。CARDの実践からは次の2つの観点が指摘できる。1つ目は、低所得世帯が直面する、または直面するおそれのある種々の問題やその原因を解決・緩和する観点である。低所得世帯の必要は様々でその原因も異なるため、ひとつの手法(ex. 貸付)ではなく、異なる機能のある複数の手法によって対応することがバランスのとれたサービスといえる。2つ目は、そのような低所得世帯への継続的な支援と、その支援を行うマイクロファイナンス機関それ自体の安定的な運営を同時に図る観点を挙げることができる。この両者がともに問題なく実施されることがバランスのとれたサービスともいえる。

そして、この2つの観点を同時に応じうるサービスの手法が、貸付と貯蓄、保険のサービスそれぞれを提供することであり、また最も基礎的なサービスを(貸付を中心に)相互に条件化した関係をつくることであったと考えることができる。他方で、この相互条件的なサービス関係には常に緊張が伴う。それが端的に示唆されるのは貸付と貯蓄の関係である。純粋に利用者の貯蓄の必要に応じる側面と、貸付提供側の需要・都合に応じる側面(貸付条件; 貸付原資)を念頭に置くと、組織経営のための条件化を厳格にして例えば貯蓄の引落しや用途を制限すれば、利用者の必要充足や利便性が阻害されるおそれがある。つまり、産業としてのマイクロファイナンス機関の持続可能性を重視すればするほど、利用者の利益に対する負の影響が生じる。人々の必要やその充足方法の変化、そして機関運営をめぐる社会経済情勢の変化にあわせて、両者の利益が損なわれないサービス関係を

どのように形成していけるのかがマイクロファイナンスの展開を評価するうえでの重要な論点のひとつになるものと考えられる。

以上の結論を踏まえ、最後に今後の研究課題について言及しておきたい。まず、本稿で得られた知見はひとつの機関の実践から導出されたものに過ぎない。このため、フィリピン内外のマイクロファイナンス機関の実践についても同様の視点から研究することが望まれる。また、金融サービスの提供や持続可能性を補完・強化するために、家計相談ないし金融教育をはじめ非金融サービスとしてくられるサービスについても重視されていたことは看過できない。事実、本稿では取り上げなかった第3期以降のCARDでも、この非金融サービス部門に特化した事業体が増加しており、人々の生活の必要をより包括的に支援する仕組みを整えてきている。このようにマイクロファイナンス機関が実施する非金融サービスの展開を考察することも大きな課題のひとつだろう。

なお、本稿の研究成果から日本の実践に対するインプリケーションを十分に言及することは難しい。敢えてひとつ挙げておくのであれば、(フィリピンにおける)民間主導のマイクロファイナンスは、公的機関による直接的な貸付事業を否定ないし大幅に縮減したうえで発展してきたことについて改めて言及しておきたい。相互条件化された諸サービスの関係も、このような環境を前提として形成されている。これを踏まえると、日本での実践、とりわけ公的な貸付事業(ex. 生活福祉資金貸付制度)と、(そのような公的貸付の代わりに興隆した)マイクロファイナンス機関による実践(の前提)は根本的に異なるようにも思われる。マイクロファイナンスの実践や政策から何からのアイデアを摂取しようとする場合には、そのような前提の違いを十分に理解しておくことが望まれる。

謝 辞

CARD MRIの本部にて活動全般についてご説明して下さったスタッフの方々に感謝の意を表す。なお、本稿の内容に関しては全て筆者に責任がある。

付 記

本稿は、JSPS 科研費(24730476)の助成を受けた研究成果の一部である。

注

- 1) 他方、一日2ドル未満の収入で暮らす人々の75%を含む25億人の人々が、いかなる種類の銀行口座も持っておらず、様々な経済活動が阻害されている状態にある (Kielstra 2013: 22)。
- 2) 貧困層を中間層に育てる等と表現されることもある (ex. 日本経済新聞 2014)
- 3) CARDの創始者で現在はマネジング・ディレクターを務めるアリブ博士 (Dr. Jaime Aristotle B. Alip) は、2013年8月7日に日本で開催されたシンポジウム「アジアをつなぐ NGO とソーシャルビジネスの役割」(立教大学21世紀社会デザイン研究科他主催)でも講演を行っている。
- 4) NGOと銀行については Lopez (2005) に、共済組合については Mccord & Buczkowski (2004) に依ったところが大きい。
- 5) アリブは、1983年にフィリピン大学マーケティング学修士課程を修了し、2002年には東南アジア学際開発大学にて組織開発学博士号を取得している。また、アメリカのハーバード大学ビジネス・スクールも修了 (2007年) している。
- 6) 時期はやや異なるがフィリピン・ペソの通貨レートの推移を日本円でみると、1993年3.85円 (1ペソあたり、以下省略)、1995年3.66円、2000年2.45円、2005年2.00円、2014年2.38円であった (OANDA 2015, OANDA社の「為替レート履歴」にて次の条件で導出した結果。期間: 1990年から2015年, 価格: 中点, 値: レート, 頻度: 年間)。また、フィリピン政府の過去の調査結果をまとめた報告書によると、全国の平均世帯年収 (括弧内は一人当たり年収) は、1988年40,408ペソ (7,249ペソ)、1991年65,186ペソ (13,788ペソ)、1994年83,161ペソ (17,564ペソ)、1997年123,168ペソ (27,303ペソ)、2000年144,684ペソ (32,141ペソ) であった (東京大学社会科学研究所 2012)。さらに、政府の貧困線となる収入基準 (一人当たりの年額) は、1988年4,777ペソ、1991年7,302ペソ、1994年8,885ペソ、1997年9,843ペソ、2000年11,458ペソ、であった (東京大学社会科学研究所 2012)。
- 7) 1988年に日本の公益信託アジア・コミュニティ・トラストより初めて補助金を受けた。マグサイサイ賞受賞の際に寄せたCARDのコメントには、その交付に関わった雨森孝悦 (日本福祉大学教授、2014年3月現在) の名も記されている (CARD MRI 2010: 1; Ramon Magsaysay Award Foundation 2014)。
- 8) 1989年、農業省管轄の農業融資政策評議会 (Agricultural Credit Policy Council) が企画したグラミン銀行の手法を学ぶスタディ・ツアーに27組織のNGOが参加し、これを契機にフィリピンでマイクロファイナンスが普及した (Arciaga 2007: 78; 雨森 2010: 67)。このNGOにCARDが含まれていたことが推測される。なお、グラミン銀行の主な手法は、集団責任、義務貯蓄、週単位の返済等の特徴としていた。
- 9) 初期訓練の詳細は、Lopez (2005: 29-30) を参照されたい。
- 10) 週例会の運営方法は、近藤 (2005: 64-6) や Lopez (2005: 7-8) を参照されたい。
- 11) フィリピンのNGOによる貯蓄の扱いに関する動向は Meagher et al. (2006: 58-60) を参照されたい。
- 12) CARDは支部を立ち上げる場合に「センター」を作るが、そのセンターは5~8つの5人組グループによって構成されている。センターを設置する場所は貧困地区になるが、その場所は

目視調査や住民への調査を通して決められる。住民への調査は「資力調査 Means Test」と呼ばれ、①住居、②所得、③保有する生産的資産や土地、の3点を審査 (1999年時点) している (Lopez 2005: 6: 28)。

- 13) ただし、この個人返済方式を採用することで、ある会員が滞納してもグループ内の会員が返済を働きかけることがなくなった。その代わりに現業スタッフ (テクニカル・オフィサー) が担うことになったが、返済率の低下が懸念されている (Lopez 2005: 24-7)。
- 14) 利用者数 (NGOと銀行の合計) をみると、10,868人 (1997) から62,674人 (2002) となり、貸付では17,565,000ペソ (1997) から314,700,000ペソ (2002) へ、貯蓄は24,674,000ペソ (1997) から192,800,000ペソ (2002) へと伸びた。また返済率は1997年から2002年まで一貫して99%以上を保っている (Lopez 2005: 21)。
- 15) フィリピンにおける民間保険の動向については Alip, Navarro & Catibog (2009: 29-31) を参照されたい。
- 16) ただし、正式に認可された他のマイクロファイナンス機関の利用者も、CARD MBAのサービスを利用することができる (Mccord & Buczkowski 2004: 25-7)。
- 17) なお、2007年には、共済組合とは別に損害保険を扱うCARD MRI 保険機関が設立されている。

参考文献

- Alip, Jaime Aristotle B., Navarro, Enrique L. and Catibog, Mae M. (2009) Status of Microinsurance in Southeast Asia: (The Cases of Cambodia, the Philippines and Vietnam). An APRACA FinPower Publication with the Special Sponsorship of the International Fund for Agricultural Development (IFAD).
- 雨森孝悦 (2008) 「第5章第3節 自立的セーフティネットとしてのマイクロ保険: フィリピンの事例から」二木立代表編集『福祉社会開発学: 理論・政策・実際』ミネルヴァ書房、142-51。
- 雨森孝悦 (2010) 「東南アジアのマイクロファイナンス、マイクロ保険における営利と非営利: フィリピン、カンボジア、インドネシアの動向から」『日本福祉大学経済論集』41: 65-86。
- 雨森孝悦 (2011) 「フィリピンのマイクロファイナンスにおける最貧困層の排除と包摂: バタンガス州とカマリネス・スル州での実地調査から」『日本福祉大学経済論集』42: 207-19。
- Arciaga, Maria Agnes R. (2007) Sustaining Service to the Poor through the Transformation Process of the Commercialization of Microfinance: The Experience of CARD Bank in the Philippines. Forum of International Development Studies. 35: 71-92.
- CARD MRI (2010) From Microfinance NGO to a Microfinance-Oriented Rural Bank: The CARD MRI Continuing Saga. Asia-Pacific Rural and Agricultural Credit Association.
- CARD MRI (2013) Going Beyond the Ordinary: Annual Report 2012. (CARD MRI) ※出版年は筆者の推定
- Banking with the Poor Network (BWTP) (2014) Philippines: Microfinance Country profile. (<http://www.bwtp.org/organisations-philippines.html>, 2014/05/30)

- Helms, Bright (2006) *Access for All: Building Inclusive Financial Systems*. CGAP.
- Hulme, David & Arun, Thankom eds. (2009) *Microfinance: A Reader*. Routledge.
- Inciong, Ronald A. (2011) *Rural Financing Innovations: the CARD MRI Experience*. Asia-Pacific Rural and Agricultural Credit Association.
- 伊東早苗 (2012) 「第2章 マイクロファイナンス：貧困層に役立つ金融サービス」勝間靖編『テキスト国際開発論：貧困をなくすミレニアム開発目標へのアプローチ』ミネルヴァ書房, 41-55.
- Kielstra, Paul (2013) *From Micro-Credit to Financial Inclusion*. The Economist Intelligence Unit, *ibid.* 22-7.
- 近藤健彦 (2005) 「第3章 貧困対策としてのマイクロファイナンス：フィリピンのカード・グループのケース」滝田賢治編『グローバル化とアジアの現実：中央大学法学部政治学科50周年記念論集IV』中央大学出版部, 61-78.
- 小関隆志 (2011) 『金融によるコミュニティ・エンパワーメント：貧困と社会的排除への挑戦』ミネルヴァ書房.
- Lopez, Micheal Benedict A. (2005) *CARD RURAL BANK (A)*. Asian Institute of Management.
- McCord, Michael J. & Buczkowski, Grzegorz (2004) *CARD MBA: The Philippines*. CGAP Working Group on Microinsurance, Good and Bad Practices, Case Study No. 4.
- Meagher, Patrick, Campos, Pilar, Christen, Robert Peck et. al. (2006) *Microfinance Regulation in Seven Countries: A Comparative Study*. Final Report. IRIS.
- 三重野文晴 (2004) 「第7章 マイクロ・ファイナンスの金融メカニズム」絵所秀紀・穂坂光彦・野上裕生編『シリーズ国際開発第1巻 貧困と開発』日本評論社, 139-58.
- 三井久明・鳥海直子 (2009) 『よくわかるマイクロファイナンス：新たな貧困削減モデルへの挑戦』DTP出版.
- 日本経済新聞 (2014) 「貧困層融資, アジア底上げ, 先進国マネーが原資」. 2014年10月16日. 電子版. (<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO78445060V11C14A0FFE000/>, 2014.11.04.).
- 日本総合研究所 (2013) 『平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業 我が国におけるマイクロファイナンス制度構築の可能性及び実践の在り方に関する調査・研究事業』.
- OANDA (2015) 為替レート履歴. (<http://www.oanda.com/lang/ja/currency/historical-rates/>, 2015.1.9.).
- 岡本真理子・栗野晴子・吉田秀美編 (1999) 『マイクロファイナンス読本：途上国の貧困緩和と小規模金融』明石書店.
- 太田和宏・野崎裕資・岡卓典他 (2011) 「商業化するマイクロファイナンス：フィリピンでの普及と貧困問題」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』, 4(2) : 107-16.
- Ramon Magsaysay Award Foundation (2014) *Awardees, Profile*. (<http://www.rmaf.org.ph/newrmaf/main/awardees/awardee/profile/316>, 2014.5.27.).
- The Economist Intelligence Unit (EIU) (2013) *Global Microscope on the Microfinance Business Environment 2013*.
- 東京大学社会科学研究所 (2012) 「東アジア雇用保障資料データ集」(<http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/gov/asia-data.html>, 2015.1.9.).
- 吉田秀美 (2007) 「第5章 社会開発とマイクロファイナンス」佐藤寛・アジア経済研究所開発スクール編『テキスト社会開発：貧困削減への新たな道筋』日本評論社, 99-115.
- Yunus, Muhammad with Jolis, Alan (1997) *Vers un Monde sans Pauvreté*. (=1998, 猪熊弘子訳『ムハマド・ユヌス自伝：貧困なき世界をめざす銀行家』早川書房).